

保護者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響等により 家計が急変した世帯への就学援助について

四日市市教育委員会 学校教育課

◆就学援助制度について

四日市市では、公立小中学校の教育費用負担にお困りのご家庭に、学用品費や給食費などの就学費用の一部を援助する「就学援助制度」を実施しています。

この度の新型コロナウイルス感染症等の影響により、給与収入が激減した方や自営業で売上げが激減した方など、家計が急変して経済的に困りの方は、この制度を受けられる場合があります。

なお、令和2年度の就学援助が認定済の方や現在申請中の方は、改めて申請していただく必要はありません。

◆支給決定方法

所得審査と家庭状況を確認の上、決定します。新型コロナウイルス感染症の影響等による申請の場合は、家計が急変したことが証明できる書類により、家計急変後の1年間の年収を見込み所得審査を行います。

【家計が急変したことが証明できる書類の例】

・離職した場合

雇用保険受給資格証や雇用保険被保険者離職票の写し、事業所が発行する退職証明書など

・収入が減った場合

申請日の直近3か月分の給与明細書の写しなど

・自営業の場合

税理士又は公認会計士の作成した証明書類、税務署に提出した廃業届など

自営業の場合で、証明できる書類がない場合は、収支見込計算書

◆申請方法

各小中学校または教育委員会学校教育課にある就学援助申請書（新型コロナウイルス感染症等による家計急変用）に必要な事項を記入し、家計が急変したことが証明できる書類と共に提出してください。

きょうたいが小学校と中学校にまたがる場合は、小学校、中学校または教育委員会学校教育課のいずれかへ提出してください。（両校に提出していただく必要はありません。）

◆申請時期

随時受付します。就学援助が必要になった方は、お早めに申請してください。7月末までに申請があった場合は、4月分より就学援助費を支給いたします。

制度の詳細内容は、各学校または教育委員会学校教育課（TEL354-8250）へお問い合わせください。

【参考】所得基準

所得基準は、世帯構成・人数・年齢・住居の状況等によって異なりますので、下記の表はおおよその目安にしてください。世帯全員（※1）の所得（※2）を確認させていただきます。

（令和元年9月現在の額であり、年度によって変動します。）

家族構成（年齢）	所得基準概算額	収入概算額
2人（34・6歳）	約219万円	約338万円
3人（36・9・4歳）	約261万円	約394万円
3人（37・34・11歳）	約241万円	約369万円
4人（38・37・9・5歳）	約269万円	約404万円
5人（39・34・11・5・3歳）	約322万円	約470万円
6人（42・36・12・10・5・0歳）	約356万円	約513万円

（※1）世帯全員とは・・・血縁であるにかかわらず、同一生計の方全員および住民票上同一世帯の方全員のことを指します。ただし、事実上別居で別生計の方は含めません。また、保護者等家計を支えている方が、単身赴任等により別居している場合にも、同一世帯とみなし、その方の収入も世帯収入に含めます。

（※2）所得とは・・・給与所得者の所得は源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。事業主の所得は、確定申告書の所得金額です。